

新型コロナウイルス感染症の影響により、要項の記載内容（日程、試験会場等）に変更が生じる場合がありますので、兵庫県教育委員会教職員課のホームページをこまめに確認してください。

令和3年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験 出願に関するQ & A

I 電子申請入力について

Q1：出願は電子申請（インターネット）でしかできませんか？

A：今年度の募集からインターネットでの電子申請のみの出願になります。スマートフォンからも申請できます。申請にあたっては、実施要項 p. 15～25「出願（電子申請の手引き）」をよく読んで入力してください。

なお、郵送および持参による受付は行いません。

Q2：電子申請で出願した後、申請内容に誤りがありました。2度目の出願や訂正、出願の取り下げはできますか？

A：できません。ただし、氏名、生年月日、住所等の重要な個人情報については修正できますので、電話にて修正の連絡をお願いします。なお、出願区分や加点措置の有無等の試験に関する部分については一切訂正・変更等はできません。入力後、入力内容に誤りがないか、よく確認してから申請（出願）してください。

Q3：「部活動歴」の欄の継続期間は必ず入力しないといけませんか？

A：できるだけ入力してください。

Q4：留学経験がある場合はどこに入力すればよいですか？

A：「学外活動歴」の欄に入力してください。

Q5：「得意分野・重点履修分野」「研究テーマ」は入力しなければならないのですか？

A：必ず入力してください。

Q6：「指導できる部活動」は、自分の判断で入力すればいいのですか？

A：その通りです。

II 出願について

Q7：兵庫県と同時に他の自治体に出願できますか？

A：出願は可能ですが、試験日程が重複する場合、受験できないことがあります。

Q8：科目ごとの募集人員は？

A：実施要項に明記しています。（要項 p. 2「I 募集区分・教科・人数」参照）

Q9：中・高の音楽の教員免許を持っていますが、小学校の音楽専科として出願できますか？

A：兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験では小学校の音楽専科の募集はしていません。また、出願する区分の教諭普通免許状が出願資格となっていますので、小学校の免許がなければ、小学校の受験資格はありません。（要項 p. 3「II 出願資格」参照）

Q10：現在、教諭として他府県の公立小学校で勤務をしていますが、特別支援学校区分で現職一般・専門試験免除として出願できますか？

A：できません。現職一般・専門試験免除は、出願時において受験する区分の学校に在籍し、受験する教科と同一の教職経験に限ります。

(要項 p. 5 「Ⅲ 4 (2) 現職一般・専門試験免除」参照)

Q11：中学と高校との併願はできますか？

A：併願はできません。重複出願はすべて無効となります。

ただし、中学校・特別支援学校区分(国語・数学・音楽・保健体育・家庭・英語)および高等学校区分(国語・数学・保健体育・音楽・英語・家庭)の受験者のうち、第2希望として高等学校区分(国語・数学・保健体育・音楽・英語・家庭)または中学校・特別支援学校区分(国語・数学・音楽・保健体育・家庭・英語)を希望することができます。

また、養護教諭区分の受験者のうち、高等学校看護の免許を持つ者は、第2希望として高等学校区分の看護を希望することができます。

希望する者は、電子申請の所定欄に入力してください。

(要項 p. 8 「Ⅲ 8 第2希望〔中学校・特別支援学校区分、高等学校区分〕参照)

Q12：臨時講師としての勤務に対して加点措置はありますか？

A：常勤の臨時講師の教職経験を有する者については、平成29年4月1日から令和2年3月31日の間に本県内ある公立学校(神戸市立学校を除く)及び国立大学法人附属学校(以下、「本県内国公立学校」という)において、常勤の臨時講師として2年以上の教職経験を有し、かつ、出願時においても本県内国公立学校の常勤の臨時講師として任用されている者には、20点加点します。ただし、受験する区分及び教科と同一の教職経験に限ります。

(要項 P. 7 「Ⅲ 6 加点措置」参照)

Q13：外国籍の者が受験する場合、本名・通称名のどちらで出願すべきですか？また、任用の扱いはどうなりますか？

A：本名・通称名のどちらでも可能です。ただし、通称名で受験される場合は、「名前」の欄には「本名」と「通称名」(ただし通称名()書き)の両方を記入してください。

任用の扱いについては、任用の期限を付さない常勤の講師として任用します。

(要項 p. 14 「Ⅵ 2 任用に際しての留意事項」参照)

Q14：応募状況は教えてもらえますか？

A：出願受付期間(令和2年4月20日(月)～5月15日(金))終了後、集計ができ次第、兵庫県教育委員会教職員課のHPで確認してください。

Q15：司書教諭資格所有のための必要単位を取得したことを証明できる書類でも加点措置の添付書類として認められますか？

A：認められます。ただし、出願時点で必要単位の取得が完了している場合に限りです。

Q16：添付書類は大学等で一括して送付するほうがいいですか？

A：可能な限り大学・短大から一括して送付してください。(大学の指示に従ってください)